

長与町公共施設 LED 照明器具賃貸借仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、長与町（以下「賃借人」という。）が発注する長与町公共施設 LED 照明器具賃貸借の契約内容について必要な事項を示し、受注者（以下「賃貸人」という。）の適正な履行の確保を図るためのものである。

2 目的

既存の照明器具（蛍光灯等）の安定器を切り離しバイパス工事を行うランプ交換方式及び器具交換方式にて LED 照明器具に取り替えることにより、消費電力量削減に伴う温室効果ガスの削減及び維持管理経費の削減を図ることを目的とする。

3 履行場所

全 33 施設（町立小中義務教育学校、スポーツ施設、その他の町が所有する別紙一覧表により指定する施設）

※ 既設照明器具の設置状況等について、提示する台数・仕様等は、現時点で把握しているものであり、実際の状況と異なることがあるため、契約締結後、設置作業開始までの間に対象となる交換器具の数及び内容の変更を行う場合がある。その場合、契約変更の対象とする。

4 賃貸借物件

LED 専用照明器具本体（ランプ含む）及び付属品、その他の使用貸借に必要な資材等一式とし、交換方式に関しては別紙 1「照明器具リスト」を参照すること。

5 賃貸借物件の設置

契約締結日から賃貸借期間の始期までに、設置、調整、機能確認等一式を済ませること。

6 設置場所

項番 3 履行場所に記載のとおり。

7 設置に係る準備期間及び賃貸借期間

準備期間： 契約締結日から令和 9 年 2 月 28 日まで

賃貸借期間： 令和 9 年 3 月 1 日から令和 14 年 2 月 29 日まで

なお、やむを得ない理由により一部の施設において準備期間を延長しなければならない場合、その施設に限り準備期間の終期並びに賃貸借期間の始期及び終期について変更の対象とする。ただし、準備期間の終期の延長は令和 9 年 3 月 31 日までに限る。

8 賃貸借期間満了時における賃貸借物件の無償譲渡

- (1) 本契約期間の満了に伴い、賃貸人は賃借人に対し、本物件を無償で譲渡するものとする。
- (2) 賃貸人は、前号の譲渡時において、本物件が「正常に稼働する状態」であることを保証しなければならない。
- (3) 前号に定める「正常に稼働する状態」とは、本物件の本来の目的・機能に従い、故障や著しい性能低下がなく、直ちに使用可能な状態を指すものとする。
- (4) 賃貸人が本契約期間中に負う保守・修繕義務の不履行により、譲渡時に本物件が正常に稼働しない場合、賃貸人は自らの費用と責任において、速やかに修理または部品交換を行い、正常な状態に復した上で譲渡しなければならない。
- (5) 譲渡の際、両者は物件の稼働確認を共同で行い、不具合が認められないことを確認した上で、引渡証を交わすものとする。

9 LED 照明器具の仕様

(1) 共通

- (ア) 照明器具の定格光束、定格消費電力、交換方式は別紙1「照明器具リスト」に示す性能を有するLED器具を調達すること。性能を満たさない照明器具での入札及び設置は認めないものとする。同等品として、別紙1「照明器具リスト」を満たしたうえで、光束値(1m)は規定数値以上かつ消費電力(W)は規定数値以下の製品は認める。※全て100%点灯時の性能とし、調光による調整は認めないものとする。
- (イ) 照明器具は、「JIL5004：公共施設用照明器具」における「ベースライト形」「ダウンライト形」「高天井形」「確認外」の全区分において、それぞれに登録機種を持ち、かつ日本国内に本社を有するメーカーの製品とすること。
- (ウ) ISO9001(品質)の認証取得工場で製造していること。
- (エ) ISO14001(環境)の認証取得工場で製造していること。
- (オ) LEDランプ交換箇所は既存照明器具を流用し必要な結線替え等を行うこと。器具交換箇所は指定された器具への取替を行うこと。
- (カ) 光源(LED)寿命は40,000時間以上の製品であること。
- (キ) 維持管理の観点により、一体型ベースライトに関して、電源は光源部(ライトバー)に内蔵された製品であること。
- (ク) 各法令で定める器具がある場合、各法令に準じた器具とすること。
- (ケ) 交換方式は、既存設備が活用できるものについては、ランプ交換としているが、安全性の確保や機器の特性に応じた器具交換方式等への変更を妨げるものではない。なお、この場合の性能は上記(ア)を満たす同等以上であること。また、これに生じる費用負担は、原則賃貸人の負担とする。

(2) 直管ランプ

- (ア) 日本照明工業会が定める JLMA301「AC 直結 G13 口金直管 LED 光源-安全規格」に適合した製品であること。
- (イ) ランプに電源を内蔵した製品とすること。
- (ウ) 既設器具の安定器をバイパスし、直後ソケットに給電するように施工し、電源内蔵型の LED 直管ランプに代替えること。
- (エ) 既設安定器のバイパスを必要としない LED 直管ランプは不可とする。
- (オ) 黒板灯については 1/2 ビーム角が 120° 以上、もしくは角度可変型であること。黒板灯以外の直管ランプについては施工性の観点より角度可変型ではない製品を採用すること。
- (カ) 安全性の観点より、通常の直管 40 形ランプの重量は 265 g 以下もしくは落下防止のバンドの取付を行うこと。

(3) 高天井照明

- (ア) 電源を器具に内蔵した製品とすること。
- (イ) 既設設備でオートリフタを利用している場合、電源ケーブルを分電盤の端子にて切り離して分電盤より抜去すること。
- (ウ) 光源 (LED) 寿命は、点灯時間 60,000 時間(光源維持率 85%)以上の製品とすること。
- (エ) 照明器具には、ワイヤーで脱落防止処置を講ずること。

(4) ふれあい広場のポール設置について

- (ア) 照明灯の取替えにあたっては、既存のポールの建替えを行うこと。
- (イ) ポールについては 19m級の柱とし、既存 10 本のうち 9 本について建替えるものとし、別紙、照明配灯図記載の照度基準に適合するよう照明灯の選定を行うこと。
- (ウ) 既存のポールについては基礎ごと撤去すること。

(5) 調光(スポーツ施設(武道館、町民体育館))

別紙 1「照明器具リスト」の製品仕様備考に記載のある調光に関して、以下の仕様を満たすものとする。

- ・遠隔で個別調光制御が可能なものとする。
- ・調光率は 10%刻みで 10~100%の設定ができるものとする。
- ・備考欄に調色と記載のある箇所に関しては避難所を想定して調色機能を追加すること。

10 契約金額及び支払方法

- (1) 契約金額(設置費用、動産保険費用等一式含む)の支払については、初年度のみ当

該会計年度末とし、2年度目以降は各会計年度の初月に、年度内契約金額を一括して支払うこととする。(年1回 計6回払い)

(2) 適法な請求書を受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

1.1 条件事項

(1) LED照明器具の調達

照明器具及び光源(LED)は、新品であること。

(2) 設置作業

照明器具の納入及び設置を行うこととする。

(3) 梱包材や既存照明器具等の撤去処分

① 梱包材や既存照明器具等の撤去処分は、賃貸人の負担とする。なお、安定器にポリ塩化ビフェニル(PCB)が使用されていた場合、速やかに賃借人へ報告すること。

② 賃貸人は、LED照明器具設置完了後速やかに、廃棄物処理関係書類(マニフェスト)を賃借人へ提出すること。

(4) LED照明器具の保証期間

保証期間は、賃貸借期間の満了日までとする。

(5) 設置写真の提出

賃貸人は、設置写真(設置前・設置後)を紙及び電子データにて各1部提出すること。

1.2 設置作業要件

(1) 契約締結後、速やかに「業務計画書(項目は以下を参考とする。)」を作成し、設置作業前に賃借人の承諾を受けること。

① 業務概要

② 工程表

③ 履行体制表(現場代理人及び主任技術者又は監理技術者の所属、氏名等含む)

④ 使用資材(照明器具)一覧表

⑤ 安全対策

⑥ その他必要とする事項

(2) 設置作業の際は関係法令を遵守し、「業務計画書」に基づき、照明器具一式の更新作業を行うこととし、各施設運営に支障が無いよう留意すること。

(3) 設置作業に伴う安全管理については、事前に賃借人と打合せを行い、賃貸人の負担で安全確保に必要な措置を講じること。

(4) 設置作業において発生する軽微な建築工事及び補修等については、設置作業の範囲内として賃貸人の負担において実施すること。

(5) 設置作業に使用する雑材等は全て新品とする。

(6) 既存の配線や吊材について劣化等が認められる場合には、賃借人の指示に従い補修、

交換を行うこと。軽微なものについては、本契約の範囲とする。

- (7) 停電等、管理運営上必要な機能を停止する場合は、事前に賃借人と日程調整等を行い、事故、紛争等を滞りなく防止すること。万が一、事故、紛争等があった場合には速やかに賃借人に報告し、賃借人の指示に従うこと。
- (8) 設置作業中は、粉塵等の飛散には十分な注意を払い、あらかじめ養生を行うこと。
- (9) 設置作業の前後に当該照明回路の絶縁判定を実施し、本件作業による絶縁不良等がないことを確認すること。
- (10) 大気汚染防止法に基づく石綿含有建材に関する調査及び長崎県等への報告が必要な場合は、賃借人の負担で適正に実施し作業基準を遵守すること。
- (11) 対象物件施設及び敷地内での喫煙は厳禁とし、賃借人が指定する場所以外には立ち入らないこと。

1 3 LED照明器具の性能保証

- (1) 契約期間満了時まで性能維持の保証を行うこと。
- (2) 前号につき、それを証する保証書を提出すること。
- (3) 障害発生に対応するため、コールセンターを設け、迅速かつ適切に取替え、修理等を行うこと。
- (4) 設置作業終了後、障害発生時の連絡先等を記載した体制表を提出すること。
- (5) 障害発生に対応した場合は、その都度、書面による報告書を提出すること。
- (6) 賃貸人は、設置するLED照明器具一式に対し契約期間を保険期間とし、賃貸人を被保険者とする動産総合保険に加入すること。保険金額は賃貸人の負担とする。動産総合保険保証範囲は以下のとおり定める。
 - 火災による損害 ○盗難による損害 ○水害による損害
 - 取扱不注意等による損害 ○破裂・爆発・落雷による損害
 - 風・雹・雪災による損害 ○車の飛び込みによる損害
 - 輸送用具の転覆等による損害 ○水漏れによる損害 ○いたずらによる損害

1 4 業務の委託

賃貸人は、資材の調達、設置などの業務（法令の制限等により自ら実施できない業務を含む。）について、これらを実施する資格を有する第三者に当該業務を委託することができるものとする。設置作業等の業務の一部を委託する場合は、その業務範囲において、町内業者の活用努めるものとする。

1 5 その他

- (1) 設置前に現場調査、回路調査等を十分行ったうえ作業を実施すること。また、仕様書等の相違を発見した場合は、速やかに賃借人へ報告し、協議すること。
- (2) 搬入・搬出経路については、施設の管理運営上の支障に留意し、賃借人の承諾を得ること。

- (3) 作業車両等を施設の敷地内に駐停車する場合は、事前に賃借人の承諾を得ること。
- (4) 設置作業を行う場合は、事前に作業届を賃借人へ提出すること。
- (5) 本仕様書に記載のない事項については、賃貸人及び賃借人の協議のうえ決定すること。
- (6) 本仕様書の内容と現場の照明内容に相違があった際は、双方協議の上、施設運営に支障が生じないよう善処すること。
- (7) 業務内容に、電力契約変更手続きは含まないものとする。
- (8) 参考品以外の同等品により入札に参加及び納入を希望する場合、落札決定後、同品申請書と、同等品として性能を照明できるカタログ等を提出し、承認を得ること。要件を満たさない場合、落札決定を取り消すものとする。

16 問合せ先

長与町役場教育委員会教育総務課（長与町役場2階）

〒851-2185

長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷659番地1

電話 095-801-5680（直通）

FAX 095-883-7151

E-MAIL kyouisomu@nagayo.jp